

平成26年12月18日開催

東京家庭裁判所委員会「近時の成年後見事件の実情」報告

第二東京弁護士会会員 三森 仁 (45期)

平成26年12月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。今回は「近時の成年後見事件の実情」について、東京家庭裁判所後見センターの裁判官から説明がなされた後、質疑応答の時間が設けられました。以下概要をお伝えします。

◆申立ての実情

申立ての動機については、預貯金等の管理・解約のためが最も多く、その後、介護保険契約・身上監護に関する契約の締結のため等が続いているという説明があり、代理権の付与が主目的である旨の解説がなされました。

◆成年後見人等の実情

成年後見人等と本人との関係については、親族が42.2%（なお、子が7594件）、弁護士（5870件）・司法書士（7295件）・社会福祉士（3332件）の専門職成年後見人等が49.5%であり、専門職成年後見人等が増加傾向にある旨の説明がなされました。また、成年後見人の権限について、居住用不動産を処分する場合には裁判所の許可を要し、後見監督人が選任された場合には不動産等の重要な財産の処分に同人の同意を要するものの、預貯金の解約・払い戻しについては許可を要しないとの留意点が説明されました。

◆不適切な後見事務の増加

近時不適切な後見実務が増加しているとのことであり、以下の通り統計数値（件数・被害総額）の説明がなされました。

- 平成23年：311件・約33億4000万円
（うち専門職6件・約1億3000万円）
- 平成24年：624件・約48億1000万円
（うち専門職18件・約3億1000万円）
- 平成25年：662件・約44億9000万円
（うち専門職14件・約9000万円）

かかる状況を受けて、東京家庭裁判所では、Q&Aの配布、説明会の開催、選任後年1回の家庭裁判所への報告といった一般的な監督に加え、関係者からの

情報提供等を受けた調査（家事事件手続法124条に基づく調査人の活用）、後見監督人等の選任、後見制度支援信託の活用等を行っている旨の説明がありました。

◆運用上のその他の問題

後見人の職務は、本人の能力回復や本人の死亡により終了し、申立ての動機となった事情が消滅しても終了しない（すなわち、本人の財産がなくなっても、終了しない）ため東京家庭裁判所の監督継続中の本人数も増加の一途をたどっていること、厚生労働省による推計によると、認知症高齢者の数は明らかな増加傾向にあること等から今後の制度の運用をどうすべきか難しい問題である旨の説明がありました。

◆質疑応答（→以下は家庭裁判所の回答）

- 親族による不正事例に関し後見監督人の積極利用が検討されるべきである。
- そのように考えている（後見監督人への報告については年に3～4回と頻度を高める等）が、報酬の問題を検討する必要がある。後見監督人の選任に至らなくても、調査人による調査を通じた親族の教育も行っている。
- 財産管理について、欧米では親族が管理すると不正が生じるとの発想が強いが、日本では親族がやるべきとの考えが強い。有償無償の問題もあるが、制度が日本に根付くための意識改革が必要ではないか。
- 日本における家族社会のしがらみから、裁判所に行くことに抵抗感が強いのではないか。「棺桶に行く前にもうひと仕事」といったキャッチフレーズで、イメージ作りも必要である。

今回は、3月13日、東京家庭裁判所の子を巡る紛争を取り上げます。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**